

改正	平成20年11月1日	平成22年4月1日
	平成27年4月1日	平成28年4月1日
	平成29年4月1日	平成30年4月1日
	平成31年4月1日	令和元年11月1日
	令和2年4月1日	令和3年4月1日
	令和5年2月17日	令和5年10月1日
	令和6年2月13日	令和7年3月11日

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人九州歯科大学非常勤職員等賃金規程(平成18年4月1日法人規程第33号。以下「非常勤職員等賃金規程」という。)第3条の規定に基づき、非常勤職員等の給与を決定する場合において必要な事項を定めるものとする。

(給料日額の決定)

第2条 非常勤職員等の給料については原則として日額とし、職種ごとに公立大学法人九州歯科大学職員給与規程(平成18年4月1日法人規程第14号。以下「職員給与規程」という。)第6条第1項に規定する給料表(以下「給料表」という。)のいずれかを適用し、当該月額を21で除して得た額とする。ただし、電話交換手及び調理従事職員の給料表は、昭和二十五年法律第九十五号「一般職の職員の給与に関する法律」別表第1 ロ 行政職俸給表(二)を適用し、当該月額を21で除して得た額とする。

2 附属病院において診療エックス線及び衛生検査の業務に従事する者の給料日額については、給料表の額に職員給与規程第10条第2項に規定する給料の調整額を加えた額を21で除して得た額とする。

3 第1項に規定する職種ごとに適用する給料表は、次のとおりとする。

給料表の種類	職種
教育職給料表	医師、歯科医師
事務職給料表	事務職員、研究補助員、司書
技術職給料表	歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、薬剤師、獣医師、歯科技工士
看護職給料表	看護師、保健師
行政職俸給表(二)	電話交換手、調理従事職員

4 前項までの規定にかかわらず、福岡県最低賃金(以下「最低賃金」という。)が改正された場合、改正後の最低賃金が別表第1～別表第11に掲げる給料日額を7時間45分で除した額を上回るときは、当該改正の効力が生じた日から、当該改正後の最低賃金を適用するものとする。

(端数計算)

第3条 前条第1項から第3項の規定による給料日額に5円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満を生じたときは10円に切り上げるものとし、第4項の給料日額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。

(経験年数による加算)

第4条 医師、歯科医師、看護師その他資格、免許等を必要とする職種の者の給料日額については、当該職種と同種の業務に従事した経験がある場合はその経験年数に応じて加算することができる。

(事務及び司書職種の給料日額の区分)

第5条 事務及び司書に従事する者の給料日額については、次の各号に掲げる区分に従い決定する。

- (1) 区分1 新規採用職員及び研究補助員で主に正規教職員の補助業務に従事する者に適用する。
- (2) 区分2 新規採用の日から6カ月経過した職員のうち、成績が良好であると理事長が特に認めた者に適用する。
- (3) 区分3 区分2が適用されている職員のうち、正規職員に準じる業務に従事することを理事長が特に認めた者に適用する。

2 前項の区分の変更は当該非常勤職員等の所属長から提出された職務従事状況に関する報告書(様式第1号)により、次に掲げる時期に決定する。

- (1) 新規採用の日から6カ月を経過する日
 - (2) 年度の初日(ただし、当該日が新規採用の日から6カ月を経過していない場合は除くものとする。)
- (給料日額単価表)

第6条 前4条の規定に基づき、非常勤職員等に適用する給料日額単価表を定めるものとする。

2 前項に規定する給料日額単価表の種類は次に掲げるとおりとし、各給料日額単価表の適用範囲は、それぞれ当該給料日額単価表に定めるところによる。

- (1) 医師・歯科医師単価表 (別表第1)
- (2) 看護師単価表 (別表第2)
- (3) 歯科衛生士単価表 (別表第3)
- (4) 栄養士単価表 (別表第4)
- (5) 診療放射線技師・臨床検査技師単価表 (別表第5)
- (6) 薬剤師・獣医師単価表 (別表第6)
- (7) 保健師単価表 (別表第7)
- (8) 事務職単価表 (別表第8)
- (9) 電話交換手単価表 (別表第9)
- (10) 調理従事職員単価表 (別表第10)
- (11) 歯科技工士単価表 (別表第11)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月1日)

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月1日)

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(電話交換手及び調理従事職員の給料表切替えに伴う経過措置)

2 電話交換手及び調理従事職員で、前項の施行期日の前日において従前の技術職給料表による給料日額の支給を受けていたものは、前項の規定に関わらず、同日に受けていた給料日額に達するまでの間、給料日額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則(令和5年2月17日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年10月1日)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和6年2月13日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月11日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)医師・歯科医師単価表

区分	経験年数	給料表及び級・号給	給料表の額	給料日額
大学院修了	3年未満	教育職 1級13号給	283,700	13,510
	3年以上 5年未満	教育職 1級21号給	302,600	14,410
	5年以上 8年未満	教育職 1級29号給	319,800	15,230
	8年以上 10年未満	教育職 1級37号給	334,700	15,940
	10年以上	教育職 1級43号給	339,500	16,170
大学卒業	3年未満	教育職 1級1号給	261,400	12,450
	3年以上 5年未満	教育職 1級5号給	269,400	12,830
	5年以上 8年未満	教育職 1級13号給	283,700	13,510
	8年以上 10年未満	教育職 1級21号給	302,600	14,410
	10年以上	教育職 1級25号給	311,800	14,850

別表第2(第6条関係)看護師単価表

区分	経験年数	給料表及び級・号給	給料表の額	給料日額
看護師	3年未満	看護職 2級5号給	249,400	11,880
	3年以上 5年未満	看護職 2級13号給	257,100	12,240
	5年以上 8年未満	看護職 2級21号給	264,900	12,610
	8年以上 10年未満	看護職 2級29号給	273,400	13,020
	10年以上	看護職 3級1号給	281,800	13,420
准看護師	3年未満	看護職 1級1号給	207,700	9,890
	3年以上 5年未満	看護職 1級9号給	221,900	10,570
	5年以上 8年未満	看護職 2級1号給	240,600	11,460
	8年以上 10年未満	看護職 2級9号給	253,100	12,050
	10年以上	看護職 2級13号給	257,100	12,240

別表第3(第6条関係)歯科衛生士単価表

区分	経験年数	給料表及び級・号給	給料表の額	給料日額
大学卒業	3年未満	技術職 1級24号給	227,600	10,840
	3年以上 5年未満	技術職 1級32号給	236,700	11,270
	5年以上 8年未満	技術職 1級40号給	246,800	11,750
	8年以上 10年未満	技術職 1級48号給	254,800	12,130
	10年以上	技術職 2級5号給	266,200	12,680
短大・専門学校卒業	3年未満	技術職 1級9号給	204,500	9,740
	3年以上 5年未満	技術職 1級17号給	220,500	10,500
	5年以上 8年未満	技術職 1級28号給	231,200	11,010
	8年以上 10年未満	技術職 1級36号給	241,800	11,510
	10年以上	技術職 1級40号給	246,800	11,750
高校専攻科卒業	3年未満	技術職 1級5号給	196,900	9,380
	3年以上 5年未満	技術職 1級13号給	212,100	10,100
	5年以上 8年未満	技術職 1級21号給	224,900	10,710
	8年以上 10年未満	技術職 1級32号給	236,700	11,270
	10年以上	技術職 1級36号給	241,800	11,510

別表第4(第6条関係)栄養士単価表

区分	経験年数	給料表及び級・号給	給料表の額	給料日額
大学卒業	3年未満	技術職 1級24号給	227,600	10,840
	3年以上 5年未満	技術職 1級32号給	236,700	11,270
	5年以上 8年未満	技術職 1級40号給	246,800	11,750
	8年以上 10年未満	技術職 1級48号給	254,800	12,130
	10年以上	技術職 2級5号給	266,200	12,680
	3年未満	技術職 1級9号給	204,500	9,740
	3年以上 5年未満	技術職 1級17号給	220,500	10,500

短大卒業	5年以上 8年未満	技術職 1級28号給	231,200	11,010
	8年以上 10年未満	技術職 1級36号給	241,800	11,510
	10年以上	技術職 1級40号給	246,800	11,750

別表第5(第6条関係)診療放射線技師・臨床検査技師単価表

区分	経験年数	給料表及び級・号給	給料表の額	給料の調整額	給料の月額相当	給料日額
大学卒業	3年未満	技術職 1級24号給	227,600	12,600	240,200	11,440
	3年以上 5年未満	技術職 1級32号給	236,700		249,300	11,870
	5年以上 8年未満	技術職 1級40号給	246,800		259,400	12,350
	8年以上 10年未満	技術職 1級48号給	254,800		267,400	12,730
	10年以上	技術職 2級5号給	266,200	18,200	284,400	13,540
短大・専門学校卒業	3年未満	技術職 1級17号給	220,500	12,600	233,100	11,100
	3年以上 5年未満	技術職 1級28号給	231,200		243,800	11,610
	5年以上 8年未満	技術職 1級36号給	241,800		254,400	12,110
	8年以上 10年未満	技術職 1級44号給	251,500		264,100	12,580
	10年以上	技術職 1級48号給	254,800	18,200	273,000	13,000

別表第6(第6条関係)薬剤師・獣医師単価表

区分	経験年数	給料表及び級・号給	給料表の額	給料日額
大6卒業	3年未満	技術職 1級38号給	244,400	11,640
	3年以上 5年未満	技術職 1級46号給	253,200	12,060
	5年以上 8年未満	技術職 2級7号給	267,800	12,750
	8年以上 10年未満	技術職 2級15号給	274,200	13,060
	10年以上	技術職 2級19号給	277,400	13,210
大学卒業	3年未満	技術職 1級27号給	230,300	10,970
	3年以上 5年未満	技術職 1級35号給	240,500	11,450
	5年以上 8年未満	技術職 1級43号給	250,400	11,920

	8年以上 10年未満	技術職 1級51号給	257,200	12,250
	10年以上	技術職 2級8号給	268,600	12,790

別表第7(第6条関係)保健師単価表

区分	経験年数	給料表及び級・号給	給料表の額	給料日額
大学卒業	3年未満	看護職 2級9号給	253,100	12,050
	3年以上 5年未満	看護職 2級17号給	260,500	12,400
	5年以上 8年未満	看護職 2級25号給	269,200	12,820
	8年以上 10年未満	看護職 3級1号給	281,800	13,420
	10年以上	看護職 3級5号給	283,800	13,510

別表第8(第6条関係)事務職単価表

区分	勤務形態	給料表及び級・号給	給料表の額	給料日額
1	新規採用職員及び 研究補助職員	7.75時間勤務	事務職 1級5号給	188,000 8,950
2	6ヶ月経過後、成績 が良好であると理事 長が特に認めた職員	7.75時間勤務	事務職 1級18号給	209,000 9,950
3	区分2の適用者で正 規職員に準じる業務 に従事することを理 事長が特に認めた職 員	7.75時間勤務	事務職 1級21号給	213,600 10,170

別表第9(第6条関係)電話交換手単価表

勤務形態	給料表及び級・号給	給料表の額	給料日額
7.75時間勤務	行政職俸給表(二) 1級1号俸	185,700	8,840

別表第10(第6条関係)調理従事者単価表

勤務形態	給料表及び級・号給	給料表の額	給料日額
7.75時間勤務	行政職俸給表(二) 1級1号俸	185,700	8,840

別表第11(第6条関係)歯科技工士単価表

区分	経験年数	給料表及び級・号給	給料表の額	給料日額
大学卒業	3年未満	技術職 1級24号給	227,600	10,840
	3年以上 5年未満	技術職 1級32号給	236,700	11,270
	5年以上 8年未満	技術職 1級40号給	246,800	11,750
	8年以上 10年未満	技術職 1級48号給	254,800	12,130
	10年以上	技術職 2級5号給	266,200	12,680

短大・専門学校卒業	3年未満	技術職 1級9号給	204,500	9,740
	3年以上 5年未満	技術職 1級17号給	220,500	10,500
	5年以上 8年未満	技術職 1級28号給	231,200	11,010
	8年以上 10年未満	技術職 1級36号給	241,800	11,510
	10年以上	技術職 1級40号給	246,800	11,750

様式第1号
(第5条関係)